

1. はじめに ～総合計画の策定に当たって～（案）

1. 総合計画策定の考え方

(1) 総合計画をめぐる状況

尼崎市では、これまで 4 次にわたって「基本構想」を策定してきました。（参考資料として「これまでの総合計画と時代背景」を別途添付。）

「基本構想」は、地方自治法の規定により、「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため」に定めなければならないものとして、全国一律に策定が義務付けられていたもので、全国と同様に尼崎市でも、この基本構想の下に、具体的な施策の取組方向を示した「基本計画」を策定し、この「基本構想」と「基本計画」をまとめて「総合計画」と呼んできました。

しかし、近年の地方分権改革の流れの中で、「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていく」という趣旨から、基本構想の策定義務は廃止され、市町村においては、その策定の要否、策定の意義をあらためて考えなければならない状況となりました。

(2) 総合計画と時代背景の変化

これまでの総合計画は、経済の成長と拡大を前提とするなかで、主に行政として、都市基盤の整備や各種サービスの提供などをどのようにどれだけ行うかを中心にまとめられてきた傾向がありました。

特に、大都市圏に位置する本市では、近畿圏が大きく飛躍する一翼を担い、本市も飛躍し続けることを意図し、都市機能の高度化、都市基盤の整備を土台に据えた総合計画を策定してきました。

しかしながら、都市基盤については、一定の整備が進み、今後は維持・更新に膨大な費用が見込まれることや、人口減少などを踏まえ、その効率的な活用と再配置が必須となっています。また、全国的な少子・高齢化のさらなる進行による人口構成の変化や、経済成長等が見込みにくい状況にあることなどの背景を直視すると、各種サービスについては、収入（負担）と支出（費用）の不均衡などから、税制や社会保障制度など、市民生活の根幹に関わるものについても、その見直しが避けられない状況にあります。

さらに、人口推計に基づく本市人口の年齢構成や世帯構成の変化を考えると、今後数十年で、私たちの住む地域でも、少子高齢化などの影響が本格的に現れてくることが想定されることから、今後はこれらを踏まえたまちづくりを考えなければなりません。

(3) 総合計画に求められる役割の変化

このように、これまでなんとか維持されてきた市民生活の安全・安心を守る基本的な部分が不安定化しつつあるなかで、これをいかに守っていくかを基本に、

基礎的自治体として足元を固めていくことに力点を置くことが最優先であると考えます。そして、その先にあるまちの発展や夢を描くことは、市民や事業者の皆さんと力を合わせて考え、取り組んでいかない限り、実現が難しい状況になってくるものと思われ、これからのまちづくりは、まちを構成する様々な人々や主体の取組なくしては、成り立たないものになってくると考えられます。

そこで、尼崎市というまちが将来どのようなまちでありたいのか、また、そのためにはどのようなことに取り組んでいかなければならないのかを示し、それを市民、事業者、行政が共有することは、ともにまちづくりを進める上で非常に重要なことです。これからの総合計画には、その考え方を示す役割が求められていると考えます。

(4) 総合計画の策定と趣旨

法定による策定義務は廃止されましたが、尼崎市では、中長期的なまちづくりの基本的な方針として、「まちづくり構想（P）」を策定するとともに、その実現に向けた取組方向を示す「まちづくり実行計画（P）」を策定し、これらをもって「尼崎市総合計画（P）」とします。

なお、財源の確保等諸条件が現在よりも格段に厳しい状況になると予測されるなかで、行政として、「ありたいまちの姿（P）」に向けた取組を進めながらも、将来世代に責任を持つために、尼崎市総合計画は、自主・自立の行政運営を持続するための計画という側面も、あわせ持つものとします。

まちづくり構想の策定趣旨

社会経済情勢や政治的な情勢の変化があっても、簡単に変更されることのない、尼崎市の基本的な方針として定めるもので、将来の「ありたいまちの姿」を示します。

まちづくり実行計画の策定趣旨

「ありたいまちの姿」に近づくための手段を示すものとして定めるもので、市民、事業者、行政が共通の方向性を持って、それぞれがその役割に応じたまちづくりを進めるための取組の指針となるものです。

(5) わかりやすさへの配慮

市民、事業者、行政がともにまちづくりに取り組む上で、共有しやすく、わかりやすい方針となるよう努めます。

また、計画を通して伝えたいことや計画の構成などについて、できる限りわかりやすく伝わるよう、ことばの表現や視覚的な見やすさなどに工夫するとともに、計画の進捗の把握に努め、成果を重視する計画として、わかりやすさに配慮します。

(6)総合計画の推進

人口推計など、ある程度予測ができるものがある一方で、社会経済情勢の変動や国による各種制度の変更、地方分権改革の進捗など、中長期の予測が困難な要因も多いことから、総合計画の機能という面では、これからは計画を推進しながら情勢の変化に柔軟に対応していくことが求められます。

そこで、総合計画は「ありたいまちの姿」と「取組の方向性」を示すにとどめ、具体的に「どのような事業を実施するか」などは、本市を取り巻く諸条件の変化を把握しながら、計画を推進していくなかで選択していくこととします。